

教員が実感できる多忙化防止対策

平成 2 0 年 3 月

多 忙 化 防 止 検 討 会

多忙化防止検討会 - まとめ

- 教員が実感できる多忙化防止対策 -

学校現場における多忙化の現状については、県教育委員会の調査では、小学校教職員の平均残業時間が１時間４７分、中学校教職員が２時間２６分で（「多忙化状況に係る調査」（平成１８年２月実施））、高等学校教職員で１９時まで仕事している教職員が全体の３０％、２０時までが１８％となっている（「教員勤務実態調査」（平成１７年１１月実施））。

このような状況において、これまでも県教育委員会では、県の研究指定校等の休止など多忙化の防止・解消に向けた対策を講じてきたが、学校現場における多忙の解決には至っていないことから、教育庁各課の担当者が連携して検討し、教員が実感できる多忙化防止対策を策定するため、教育庁内に『多忙化防止検討会』を設置した。

平成１９年１０月から平成２０年１月まで、計３回開催し、学校における多忙化状況改善懇談会（校長会、体育連盟、スポーツ少年団、市町村教委、秋教組、県教委）や多忙化防止協議会（高教組、校長協会、県教委）の意見などを汲み入れながら、「県教育委員会として実施可能なこと」、「学校等へ呼びかけること」を

- 教員が実感できる多忙化防止対策 -

としてまとめたので報告する。

県教育委員会が実施可能なことでは、教職員の事務負担の軽減につながる具体的な方策として「事業等の見直し」、「会議、研修等の見直し」、「調査物等の項目削減・廃止等」の順に掲載している。

学校等へ呼びかけることでは、「校務分掌の改善」、「年次有給休暇等を取得しやすい環境づくり」、「退校時間、部活動の活動時間等の設定」、「地域の教育力の積極的な活用」、「更なる業務改善の推進」の順に掲載している。

県教育庁内では、昨年度から業務改善・多忙化防止取組方針を策定し各課室に業務改善推進者を設置するなど業務改善・執務環境の改善に努めている。

今年度は、『意味のない忙しさは止めよう！』をスローガンに、資料・印刷物の簡略化、文書整理の徹底を重点に取り組んでいる。

各学校においても、多忙化改善組織等を設置するなど更なる業務改善に取り組んでいただきたい。

平成２０年３月 多忙化防止検討会

多忙化防止検討会（事務局：総務課）

教育次長（指導）をアドバイザーに、総務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課・保健体育課の班長等からなる検討会を組織し、多忙化の現状の把握、多忙化の背景にある課題、課題の解決に結びつく対策等について検討を行ってきた。

10月24日 第1回多忙化防止検討会会議を開催

12月 5日 第2回多忙化防止検討会会議を開催

1月29日 第3回多忙化防止検討会会議を開催

アドバイザー	教育次長
メンバー	総務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課 生涯学習課・保健体育課

多忙化状況改善懇談会（事務局：義務教育課）

18年2月に市町村教委を対象に実施した「多忙化状況に係る調査」の結果を踏まえ、県教委、市町村教委、校長会、職員団体等が意見交換を行ってきた。

メンバー	県小学校長会・県中学校長会・県中学校体育連盟（会長） 県スポーツ少年団・市町村教委（能代市・北秋田市・秋田市・大仙市） 秋教組・県教委（義務教育課・保健体育課）
------	--

多忙化防止協議会（事務局：高校教育課）

高教組・校長協会・県教委の三者で多忙化防止について意見交換を行ってきた。

メンバー	高教組・校長協会・県教委（高校教育課）
------	---------------------

職員団体からの要望

- ・秋教組と高教組から、教職員の職場環境改善や負担軽減等についての統一要求書が提出された。（9/28）
- ・秋教組から教育長に対して多忙化防止等の要請書が2度にわたり提出された。（11月～12月、1/22）

添付資料

- ・資料1 多忙化の現状及び今まで取り組んできた対策（P.13～）
- ・資料2 平成20年度総合教育センター研修講座について（P.17）
- ・資料3 各課別教員多忙防止策（P.18～）
- ・資料4 学校支援地域本部事業について（P.30）
- ・資料5 平成19年度業務改善・多忙化防止取組方針について（P.31）

○ 県教育委員会として実施可能なこと

事業等の見直し

1 「みんなの登校日」の見直し（ハロースクール&ほっとエリア運動推進事業）

- (1) 本事業は平成17～19年度の3か年で、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりなどに一定の成果をあげることができたものと判断し、平成19年度をもって終了する。
- (2) 事業としては終了するが、県教育委員会としては、県民に定着した「みんなの登校日」を各学校の裁量により、名称はそのままに引き続き実施してもらうよう呼びかけていく。

2 学習状況調査事業の見直し〔小・中学校〕

- (1) 全国学力・学習状況調査の継続実施を踏まえ、各学校における学習指導のPDCAサイクルの充実を図るため見直しを行う。
- ・ 実施学年を小学4・5・6年及び中学1・2年とし、中学3年は実施しない。
 - ・ 実施時期を7月上旬から12月上旬に変更する。
 - ・ 出題範囲を前学年の後半部分から当該学年の前半部分までとする。

3 ドリームプロジェクト支援事業の終了〔小・中学校〕

- (1) 平成11年度から実施してきた一連の「ふるさと子どもドリーム事業」は、体験活動や学校間交流活動に一定の成果をあげることができたものと判断し、平成19年度をもって終了する。

4 英語教育充実事業の終了（英語教員集中5か年研修）〔中・高・特支〕

- (1) 平成15～19年度の5か年で、当初の計画どおり研修を実施することができたため、平成19年度をもって終了する。

5 パンフレット「わが子の進路を考える」配布の終了〔小・中学校〕

- (1) 平成 5 年度から保護者向け進路相談資料として作成・配布してきた本パンフレットは、生き方に関する話題や進路情報の提供に一定の成果をあげることができたものと判断し、平成 1 9 年度をもって終了する。

6 スクールガード・リーダーによる巡回指導の支援〔小学校〕

- (1) 活動日数の上限を 1 0 日増やし学校（教員）やボランティアを支援する。

7 勤務時間の割り振りの変更〔県立学校〕

- (1) 早朝の街頭指導など交代で個人毎に勤務時間の調整を行っているが、「勤務時間の割り振り変更」制度の運用について検討する。

会議、研修等の見直し

1 事業等に関する会議の縮減

- (1) 報告が中心となる会議については削減し、文書による報告や各学校への情報提供を行う。
- (2) 合同開催できるものは合同で開催する。
- (3) 学校以外の会場を借用するなどして、学校に負担がかからないようにする。
- ・ 義務教育課
平成 1 9 年度、2 0 年度の 2 年間で約 2 0 % 縮減
(H 1 8 年度：4 8 回、H 1 9 年度：4 2 回)
 - ・ 高校教育課
平成 2 0 年度から 1 5 回以内
(H 1 7 年度：2 0 回、H 1 8 年度：1 6 回、H 1 9 年度：1 5 回)

- ・ 特別支援教育課
平成20年度から12回以内
(H19年度:17回)

2 指導主事訪問回数の縮減〔小・中学校〕

(1) 算数・数学学力向上推進班

これまでの3年間の計画的な訪問により、県としての課題を理解してもらい、統一した取組を進めることができたことから、今後は、学力向上を目指している学校の訪問や学校の主体性を重視した訪問、中・高の接続を意識した訪問など、ポイントを絞った訪問とし、学校訪問回数を約20%縮減する。

(2) 教育事務所

- ・ 全国学力・学習状況調査など、各学校の教育課程を明確につかむ手段が多くなっており、各学校の実態に応じたポイントを絞った学校訪問が可能になっていることから、所長訪問の際の訪問者数、指導主事の学校訪問回数を縮減する。
- ・ 所長訪問時等の資料は、既存のものを活用するなど簡略化を図る。

3 総合教育センター研修講座の見直し

(1) 他課所で実施している研修内容との重複を避けるため、類似した内容の研修講座を廃止する。(A・B各講座)

(2) 推薦により受講する研修講座(B講座)を中心として、受講数の負担軽減を図るため、類似の内容で別々に実施していたものを整理統合する。

(3) 研修講座の整理統合や廃止とともに既存の研修講座においても受講者のニーズに対応できるように講座内容を精選する。(B・C講座)

	平成19年度	平成20年度	増 減
講座数	107	91	16
研修日数	258	223	35
定員(*)	2,067	1,691	376
うちB講座	942	582	360
C講座	1,125	1,109	16

* 定員は概数。なお、A講座は該当者全員必須研修のため、定員は特に定めない。

調査物等の項目削減・廃止等

1 学校活性化アンケートの廃止

- (1) 学校教育法及び施行規則により平成 20 年度から、自己評価の公表と設置者への提出が義務付けられる。
- (2) 多くの学校では、本アンケートを参考にしながら、独自の外部アンケートを実施していることから一定の役割を終えたものと判断し、本調査は平成 19 年度をもって終了する。

2 教育課程編成状況調査項目の縮減（県版、5 月 1 日調査）〔小・中学校〕

- (1) 平成 19、20 年度の 2 か年で項目を約 30 % 縮減する。
（H 18 年度：145 項目、H 19 年度：107 項目）

3 少人数学習推進事業に係る実施報告書等の廃止〔小・中学校〕

- (1) 学校訪問や協議会など、加配校の状況把握の機会が他にもあることから、実施報告書を廃止する。
- (2) これまで作成してきた実践事例集により、各学校において少人数指導を確実に実施できるようになってきているので、実践事例集は廃止する。

4 「コンピュータが使える秋田の子ども」関係調査の廃止等

- (1) 小・中学校
平成 16 年度から実施されている本事業に係る調査は、一定の役割を終えたものと判断し、平成 19 年度をもって終了する。
なお、情報教育に関する各学校の整備状況と教員の指導力等については、国の調査で把握できる。
- (2) 高等学校
 - ・ 実施学年 高校 1・2・3 年 実施時期、項目等について検討する。
 - ・ 調査範囲 ワープロ、表計算、メール、モラルの 4 分野各 20 項目を段階的に縮減する。

5 学習指導に関する調査の改善〔高等学校〕

- (1) 学習指導に関する各種調査について、大項目 16 を平成 20 年度で 15 項目以内とし、平成 20 年度・21 年度の 2 年間で 10 % 削減する。

6 特別支援教育関係調査の簡略化〔特別支援学校〕

- (1) 年度当初提出書類の見直しを図り、約 30 % 削減する。
- ・ 教職員データは、人事管理システムの稼働に合わせて原則廃止する。
 - ・ 所属職員一覧と学部別教諭数・学部別寄宿舎指導員数の調査（計 3 部）をまとめて 1 部にする。
 - ・ スクールバス状況に関する調査項目を半減にする。
- (2) 月例児童生徒報告については、前月の報告に変化がない場合は「前月と同じ」とメールで送信してもらうこととし、報告書を求めない。

7 保健体育関係調査の簡略化

- (1) 学校保健委員設置状況調査を学校保健調査に統合し、調査項目を検討しスリム化を図る。
- (2) 学校体育調査、新体力調査、ライフスタイル調査、てくてくとく歩く歩いて学校へ行こう調査の調査項目を検討し、効率化を図る。

8 類似調査の整理

- (1) 関係各課で保有している情報を整理・確認し、双方に係わる調査項目については共有するなどして、調査を重複して行わないようにする。
- (2) 調査の実施にあたっては、回答者が余裕を持って取り組めるよう、提出期限等に配慮することとし、資源や時間を省く観点から電子データのための回答も検討する。

- 学校へ呼びかけること

校務分掌の改善

1 分掌組織、分掌業務の改善

- (1) 部・委員会など十分に機能しているかどうか校内運営組織のあり方を検証するとともに分掌業務の見直しを行うなど業務遂行の効率化に努める。
- (2) 特定の職員に業務が集中している場合は、年度途中においても業務分担の見直しを行うなど校内における業務の平準化に努める。

2 適切なスケジュール管理、計画的な業務遂行

- (1) 予め予測できる業務については、スケジュール管理を適切に行うなど計画的な業務の遂行に努める。

3 事務能率の向上に繋がる仕組み等の検討

- (1) 前例を踏襲することなく無駄な業務や簡素化できる業務の洗い出しを行うとともに事務の能率向上につながる仕組み等を検討する。

4 学習評価の適切な実施〔小・中学校〕

- (1) 学習評価のあり方について、年度当初に学校全体で共通理解を図り、必要以上に日常の基礎データ収集にエネルギーを使っていないかなど、必要に応じて見直し、改善を行う。

年次有給休暇等を取得しやすい環境づくり

1 年次有給休暇の計画的な取得の推進

- (1) 取得日数が極めて少ない状況にあると思われ、各学校で目標値を設定するなど計画的な取得を推進するとともに長期休業中に休暇を取得しやすい環境を整備する。

2 週休日の振替日の完全消化

- (1) 週休日の振替日の事前指定を徹底し、振替日の完全消化に努める。

退校時間、部活動の活動時間等の設定

1 退校時間の設定

- (1) 小・中学校
- ・ 児童生徒の退校時間が遅くなりがちで、家庭生活の充実、児童生徒の健康管理などへの影響が懸念されており、退校時間を設定するなど決められた時間以降は児童生徒がいないようにする。
- (2) 高等学校
- ・ 毎週 1 回の「休養日」には、午後 5 時までに生徒を下校させ、職員は午後 6 時には退校するようにする。
 - ・ 一部の職員が深夜まで学校に残っているケースがあるので、職員は午後 8 時までには退校するようにする。
- (3) 特別支援学校
- ・ 週 1 回はノー残業デーを設定し、遵守を呼びかける。

2 部活動等の休養日、活動時間の設定

「スポーツ少年団活動の指針(H19)」、「学校教育活動における運動部活動のあり方(H13)」の徹底を図る。

(1) 小・中学校

- ・ 小学校では、週2～3日の休養日を設け、活動時間は1～2時間以内とし、午後7時までに活動を終える。
- ・ 中学校では、週1～2日の休養日を設け、平日の活動時間は2～3時間以内とし、土・日曜日は長くとも3～4時間以内で終える。

運動部活動、スポーツ少年団活動の状況 ～平成19年度学校体育調査～

「小学校」

週に3日以上休養 男子80.2%、女子81.6%

活動時間150分未満 男子73.5%、女子75.2%

「中学校」

週に1日の休養 男子99.4%、女子99.3%

活動時間180分未満 男子62.8%、女子65.7%

(2) 高等学校

- ・ 週1日以上休養日を設け、平日の活動時間は2～3時間以内とし、土・日曜日は長くとも3～4時間以内で終えることを目指とする。

部活動の状況

週に1日の休養 男子96.1%、女子96.5%

活動時間180分未満 男子62.6%、女子64.6%

地域の教育力の積極的な活用

1 地域の教育力を活用する「学校支援地域本部事業」をモデル的に実施

- (1) 地域の指導者やボランティアなどの支援を得て、教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保する。
- (2) 学校に地域の教育力を活用するため、地域ボランティア等との交渉や手配をするコーディネーターを配置する。

2 親を対象とした躰などの家庭教育支援に関する学習機会の提供

- (1) 市町村教育委員会などにおいて、小学校入学前の幼児を持つ親を対象に子育て講座を実施するなど、本来、家庭で行われるべき躰等への学習機会を提供していく。
- (2) 県庁出前講座などを活用し、PTA等において家庭教育講座などで親の学習機会を提供する。

更なる業務改善の推進

1 校内会議、行事等の見直し

- (1) 会議資料は事前に配布し、あらかじめ会議時間を設定して説明もコンパクトに要点のみとするなど時間短縮に努める。
- (2) 各学校では、年間を通じて様々な行事に取り組んでいるが、行事の重点化を図るなど思い切った見直しを行う。(スクラップ&ビルド)
- (3) 週休日等におけるPTA行事や地区活動が、十分に検討がなされないまま慣例化していないかどうか行事の趣旨や意義等の見直しを行い、保護者や地域住民の理解を得ながら週休日等を開催する行事を精選する。

2 資料・印刷物等の簡略化

- (1) 資料や書類の作成に時間がかかっており、資料はできる限りポイントを絞りコンパクトにする。
- (2) 印刷物等は、箇条書きなど誰がみても分かりやすい表現にして、従来のボリュームの半分以上を目標に簡略化を図る。
- (3) 軽易な事案や様式の決まっている報告等は、起案用紙を用いずに処理印の活用等により簡略化を図る。

3 旅行命令簿、復命書等の簡略化

- (1) 小・中学校
旅行用務によっては所感を省き簡略化した内容で作成するなど、作成の省略も含めて見直す。
- (2) 高等学校
県外出張と宿泊を伴う県内出張のみ復命書を作成することとし、復命書を作成する場合は、要点のみコンパクトにまとめる。
- (3) 特別支援学校
 - ・ 県外出張と宿泊を伴う県内出張のみ復命書を作成することとし、復命書を作成する場合は、要点のみコンパクトにまとめる。
 - ・ 公用車(スクールバスを含む。)使用等による旅費のない出張については、自動車使用簿に使用者の職氏名を記載することにより、旅行命令簿及び復命管理簿、出勤簿等への記載を省略できるものとする。